

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
栃木県指定 第0972300222号

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	5
7. 高齢者虐待の防止について.....	6
8. 身体拘束の適正化について.....	6
9. 感染症、災害対策について.....	6
10. 苦情の受付について.....	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈誠会
(2) 法人所在地 栃木県栃木市藤岡町中根 3 5 5 番地 2
(3) 電話番号 0 2 8 2 - 6 7 - 3 9 2 1
(4) 代表者氏名 理事長 西村 宏美
(5) 設立年月 平成 2 年 1 0 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日 指定
栃木県 0972300222 号
(2) 事業所の名称 藤岡町在宅介護支援センター 緑風苑
(3) 事業所の所在地 栃木県栃木市藤岡町中根 3 5 5 番地 2
(4) 電話番号 0 2 8 2 - 6 7 - 2 3 0 0
(5) 事業所長（管理者）氏名 須藤 久美子
(6) 開設年月 平成 1 2 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 栃木市、小山市、佐野市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（日曜日及び 12 月 2 9 日～1 月 3 日は休み）
受付時間	月～土 8：30～17：30
サービス提供時間帯	月～土 8：30～17：30

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1			1 名	事業所管理
2. 介護支援専門員	2 名以上			名	相談ケアプラン作成

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

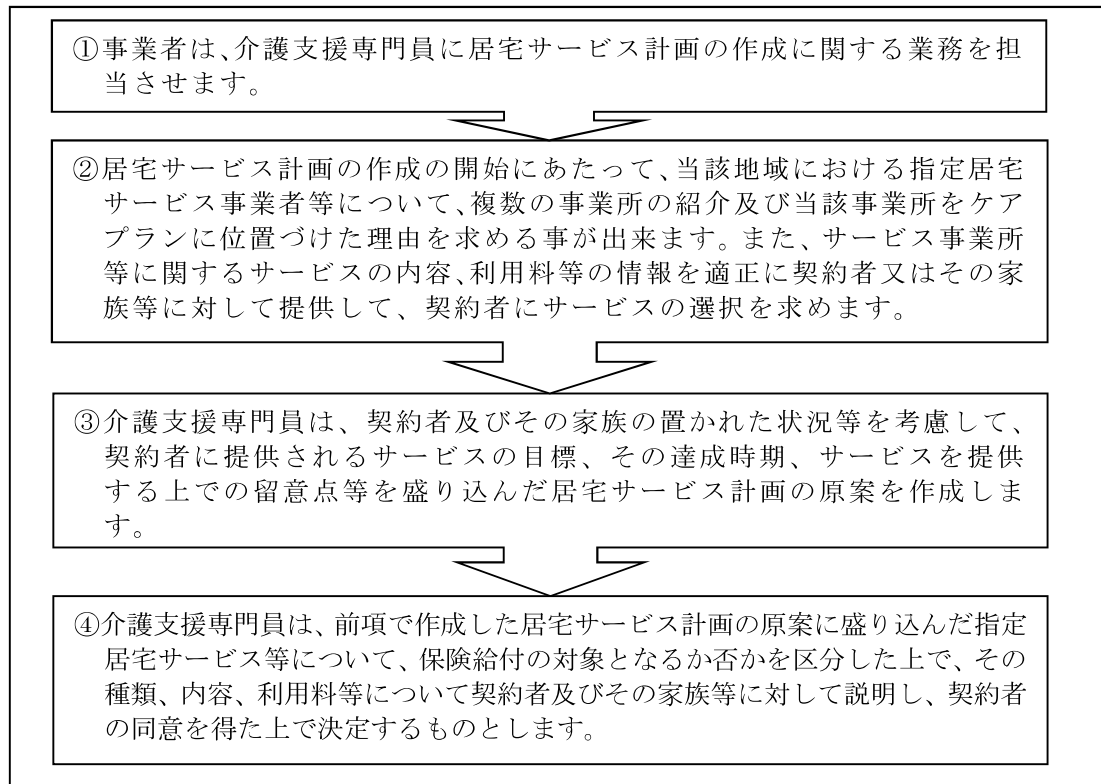
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②医療と介護の連携強化

- ・入院時における医療と介護の連携促進の為、利用者等に対して入院時に事業所担当者名を入院先医療機関に伝えていただくよう依頼します。
- ・退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等との連携促進の為、退院・退所後の在宅生活へ速やかに移行するために、事業所担当者は医療機関や介護保険施設等

との話し合いに参加し十分な連携を図ります。

- ・ 平時からの医療機関との連携促進の為、利用者が医療系サービス（訪問介護、通所リハビリテーション等）の利用を希望する場合には、利用者の同意を得た上で主治医等の意見を求めます。

また、この意見を求めた主治医に対してケアプランを交付します。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、事業所担当者が訪問等の際に把握した利用者の状況等について、主治医等に必要な情報伝達を行います。

③居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

④居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

（２）交通費（契約書第８条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

１０ｋｍ未満 ２００円

１０ｋｍ以上 ４００円

前記（２）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 須藤久美子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8. 身体拘束の適正化について

(1) 利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わないものとします。

(2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 感染症、災害対策について

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制を構築し連携を図り支援を行います。

(1) 感染症対策の強化を図ります。

(2) 業務継続に向けた取り組みを強化します。

(3) 災害への地域と連携した対応を強化します。

10. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 主任介護支援専門員 須藤 久美子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：30～17：30

電話番号・0282-67-2300

（2）行政機関その他苦情受付機関

栃木市保健福祉部 高齢介護課 介護保険係	所在地 栃木市万町9番25号 電話番号・0282-21-2251 FAX・0282-21-2673 受付時間 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 宇都宮市本町3番9号合同ビル6F 電話番号・FAX028-622-7242、028-622-7281 受付時間 8：50～17：00
栃木市社会福祉協議会	所在地 栃木市藤岡町藤岡810 電話番号・FAX0282-62-5861 受付時間 8：50～17：00

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

藤岡町在宅介護支援センター 緑風苑

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。そのうえで重要事項説明書の交付を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

また私と貴事業者との間の介護保険法に基づく契約第23条の秘密保持に関し、貴事業者が私のよりよき介護のためのサービス担当者会議等において、私の個人情報を、契約の有効期間中用いることに同意します。

利用者住所

氏名 印